

大口町告示第122号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、粗大ごみ収集手数料徴収事務を次のとおり委託した。

平成28年11月24日

大口町長 鈴木雅博

委託した者		委託期間
名称	所在地	
セブン・イレブン 大口町上小口三丁目店	大口町上小口三丁目164番地2	平成28年11月25日から 平成29年3月31日まで